

協定項目 16	公共的団体等の取扱いについて
調整方針(案)	<p>公共的団体等については、新市の一体性の確立のため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>共通の目的を持った団体は、合併時に統合するよう働きかける。</p> <p>共通の目的を持った団体で、実情により合併時に統合することが難しい団体は、合併後速やかに統合するよう働きかける。</p> <p>共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう働きかける。</p>

提案趣旨

合併特例法第16条第8項では、合併後の新市町村内にいつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは、新市町村の一体性の確立の面から好ましくないという観点から、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」と努力義務を定めています。

また、地方自治法第157条では、普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができることとされていることから、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう、合併協議会において検討し、公共的団体等の理解を求める必要があります。

公共的団体とは

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会など、公共的活動を含むものは全て含まれ、法人格を持つかどうかは問わないものとされています。

【その他の主な公共的団体(事例)】

防犯協会、交通安全協会、自治会連合会、青年会議所、地区衛生組織連合会、シルバー人材センター、母子寡婦福祉連合会、老人クラブ連合会、観光協会、漁業協同組合、PTA連合会、体育協会、文化協会、その他

関係法令

【市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)】

(国、都道府県等の協力等)

第一六条

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

【地方自治法(抜粋)】

(公共的団体等の監督)

第一五七条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。